

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取ろうシリーズ ⑦

2013年度協約・協定改訂第3回団体交渉 伊勢運輸区に組合掲示板を設置すること！ 協約・協定に出向延長の定めはない！

本部は8月30日、2013年度協約・協定改訂第3回団体交渉を開催しました。今回は「労働条件について」の「その他」「運輸系統の社員運用について」「60歳定年に関して」「専任社員の雇用条件・労働条件について」「安全確立について」の項目について、会社が現時点での見解を示した後、「労使関係について」の議論を行いました。主な議論は以下の通りです。

組合：経営懇談会、経営協議会に人事部勤労課長を出席させること。

会社：基本協約で関係課長以上としている。会社として責任ある議論をするので問題ない。

組合：リニア中央新幹線建設に向けた収入見込みを単体で1兆1,960億円としていたが、昨年度の運輸収入は1兆1,691億円であり、収入見込みに達していない。計画を見直すこと。

会社：この場は協約改訂の議論をする場であり、中央新幹線計画について議論する場ではない。資料がないので議論できない。

組合：組合事務所の便宜供与を、東京地区にもう1ヶ所と三重地区に行うこと。

会社：便宜供与できる場所はない。

組合：組合掲示板の設置基準を5名以上とする労使慣行を改め、JR東海労組合員が所属する全職場、特に伊勢運輸区に組合掲示板を設置すること。

会社：5名の基準は合理的であり変えるつもりはない。

組合：基本協約・出向協定には「出向延長」に関する定めがない。「出向期間は5年以内」とあるだけだ。組合員が出向から帰任を希望していたが、会社は強制的に出向を延長した。直ちに元職場へ帰任させること。

会社：「出向延長」について、協約に文言としては記載していない。しかし、会社は1度の発令の出向期間を「5年以内」と考えている。出向期間が満了後は、再度出向を発令することもある。これが会社の認識である。

組合：協約に「1度の出向」とは書かれていない。これまで労働組合に説明・議論をしなかったことを会社の認識として運用することは協約違反だ。現在この問題についての裁判で、会社は「出向延長」は協約の中に「趣旨」として含まれると主張しているが、同じ意見か。

会社：裁判に関することは答えない。

次回(第4回)団体交渉は9月4日(水)です。労使関係、労働条件について議論を行います。